

平成26年4月1日以後
開始する事業年度から

山形県

医療法人等の所得算定方法が変わります

山形県では、これまで、医療法人等の法人事業税の所得について、経費配分方式により申告していただいておりますが、納税者の皆様の申告事務の負担軽減等の観点から、下記のとおり改正を行いましたので、申告の際はご注意ください。

主な改正点

- ① 新たに「所得配分方式」による算定方法及び様式を整備し、原則、「所得配分方式」に移行。
- ② ただし、下記の経理方法の「YES」に該当する場合に限り、「経費配分方式」による申告も可能。
- ③ 従来の経費配分方式の算定方法及び様式の整備。

経理方法

所得算定方法は、経理方法によって異なりますのでご注意ください。

社会保険診療の収入及び経費の経理方法について、下記の①～④の全てに該当しますか？

- ① 社会保険診療の収入金額を、その他の収入金額と明確に区分していること
- ② 社会保険診療の経費を、人件費及び減価償却費等その性格上、その他の経費と明確に区分できないものを除き、明確に区分していること。
- ③ 社会保険診療の収入金額及び経費について、帳簿書類を別に定め、これにより決算を行っていること。
- ④ 同一の経理方法により、継続して決算を行っていること。

NO

YES

計算方式

所得配分方式

医療保健業に係る所得を社会保険診療収入金額によりあん分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法

経費配分方式

医療原価などで社会保険診療に係る部分とその他の部分に区分することが困難な経費を社会保険診療収入金額によりあん分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法

なお、上記①～④に該当する場合であっても、事務負担の軽減等の観点から所得配分方式による申告を行うことも可能です。

提出書類

医療法人等に係る所得金額の計算書
(所得配分方式)【第1号様式】

医療法人等に係る所得金額の計算書
(経費配分方式)【第2号様式及び付表】

本件に関するお問合せ先 : 山形県庁税政課 課税担当 023-630-2068
なお、計算書の様式及び記載の手引きは、山形県ホームページからダウンロードが可能です。

山形県庁税政課

検索